

緊急時の対応について

保存版

逗子市立小坪小学校

① 逗子市に、次の警報が併せて発令されているとき			② 逗子市に発令されている警報が大雨警報・暴風警報いずれか一方のみで		
<small>★ 暴風警報・大雨(大雪)警報が同時に発令されている場合 警報が細分化され、陸上・海上(相模湾)に分かれて出されますが、どちらか一方でも同時に発令された場合 ★ 特別警報が発令されている場合</small>			大雨警報がレベル4:全員避難のとき		
状況	学校	各家庭	状況	学校	各家庭
在宅時	午前6時現在、テレビ・ラジオ・気象情報(気象庁ホームページ・177等)で、上記の警報が発令されている場合 臨時休校 (連絡網・メール配信はしません)	登校させないでください。	午前6時現在、テレビ・ラジオ・気象情報(気象庁ホームページ・177等)で、上記の警報が発令されている場合 臨時休校 (連絡網・メール配信はしません)	登校させないでください。	
在校時	テレビ・ラジオ・気象情報(気象庁ホームページ・177等)で、上記の警報が発令された場合 警報解除後、もしくは適切な時機に、学区の状況及び通学路の安全を確認し、教育委員会と校長会長との協議に基づき、 <u>引き渡し</u> 、 あるいは、 <u>一斉下校</u> のいずれかの対応を図ります。	・引き渡しあるいは一斉下校の場合は、メール配信やその他の方法で家庭へ連絡します。 ・地域状況や通学路の安全を考慮して、ご家庭の判断で早退させる場合は、保護者またはそれに準ずる方が学校へ迎えに来てください。この場合は、早退の扱いにはなりません。 ・下校が困難な児童は、安全確保のため学校待機とします。	テレビ・ラジオ・気象情報(気象庁ホームページ・177等)で、上記の警報が発令された場合 警報解除後、もしくは適切な時機に、学区の状況及び通学路の安全を確認し、教育委員会と校長会長との協議に基づき、 <u>引き渡し</u> 、 あるいは、 <u>一斉下校</u> のいずれかの対応を図ります。	・引き渡しあるいは一斉下校の場合は、メール配信やその他の方法で家庭へ連絡します。 ・地域状況や通学路の安全を考慮して、ご家庭の判断で早退させる場合は、保護者またはそれに準ずる方が学校へ迎えに来てください。この場合は、早退の扱いにはなりません。 ・下校が困難な児童は、安全確保のため学校待機とします。	

③ 大規模地震が発生した場合の基本的対応		
市内の震度等が震度5弱又は津波警報	市内の震度等が震度5強以上又は大津波警報	
在宅時	<ul style="list-style-type: none"> ・休校となるので登校せず、家族とともに行動します。 ・学校から連絡があるまでは登校しません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休校となるので登校せず、家族とともに行動します。 ・学校から連絡があるまでは登校しません。
登下校時	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路は各家庭で確認しておきます。 ・安全確保し、最寄りの公園や空き地など、安全な場所に避難します。 ・揺れがおさまったら、安全を確認し、学校が自宅に近い方に避難します。(日頃より、学校・家庭で指導しておきます) ・津波警報が発令された場合は、安全な高台に避難します。 ・交通機関利用時については、関係機関の責任者の指示に従います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路は各家庭で確認しておきます。 ・安全確保し、最寄りの公園や空き地など、安全な場所に避難します。 ・揺れがおさまったら、安全を確認し、学校が自宅に近い方に避難します。(日頃より、学校・家庭で指導しておきます) ・大津波警報が発令された場合は、ただちに安全な高台に避難します。 ・交通機関利用時については、関係機関の責任者の指示に従います。
在校時	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として授業を打ち切り、津波の状況を確認した上で、教職員の指導のもと、安全な場所に避難させ、保護者引き渡し以外は、学校待機を原則とします。 ・交通機関を利用する児童については、状況に応じて保護者へ引き渡しするなど、児童生徒の安全に十分に配慮した措置を講じます。 ・下校が困難な児童は、安全のため学校待機とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所に避難させ、保護者引き渡し以外は、学校待機を原則とします。 ・大津波警報が発令された場合は、状況に応じて校舎の上層階や安全な高台に避難させます。 ・事前に決めておいた引渡しの方法に従って、保護者引き渡しを実施します。

④ その他		
暴風警報・土砂災害警戒情報・河川の氾濫危険情報等の場合	自然災害等で交通機関の麻痺および学校の電気・水道等のインフラに支障が出た場合	
在宅時	<p>午前6時の時点で、「暴風警報」・「土砂災害警戒情報」・「河川の氾濫危険情報」が逗子市に出されている場合、基本的に学校は通常通りですが、ご家庭で児童の安全を考慮して判断をしてください。欠席の場合は学校に連絡をお願いします。この場合は欠席扱いとしません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時休校にするか否かは、メール配信やその他の方法で家庭連絡をします。 ・大雪警報が単独で出された場合は交通機関の麻痺が予想されるので、臨時休校にするか否かは、メール配信やその他の方法で家庭連絡をします。
在校時	<ul style="list-style-type: none"> ・在校時に上記の警報・注意報が出た場合、引き渡しあるいは一斉下校の場合は、メール配信やその他の方法で家庭連絡をします。 ・地域状況や通学路の安全を考慮して、ご家庭の判断で早退させる場合は、保護者またはそれに準ずる方が学校へ迎えに来てください。この場合は、早退扱いにはなりません。 ・下校が困難な児童は、安全確保のため学校待機とします。 	

※「震度」については『気象庁発表』の逗子市の震度を規準とします。(市町村ごとの進捗が発表されていない場合は三浦半島を基準とします)

※家庭の判断で「遅刻」又は「欠席」される場合には、学校へ電話連絡をしてください。また、家族が不在時の時、お子さんがどうしたら良いかなどについて各家庭で話し合ってください。

※ 学校が休校になった場合には「ふれあいスクール」は開室しません。学童は開室します。(詳細は学童にお問い合わせください)